

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成28年 7月29日（金） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地改良届について
6. 農地であることの証明について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 農地賃貸借契約に伴う賃借権の消滅時効申立書の受理について

4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
13番	野口	芳久
14番	近藤	浩二
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成28年7月29日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成28年7月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名全員が出席しており、
　　会議が成立しております。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議
　　はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、7番・山本孝委員、13番・
　　野口芳久委員にお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろ
　　しくお願いいたします。
　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説
　　明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思わ
　　れます。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響
　　を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき
　　事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
　　1番は、譲渡人から譲受人へ、相続財産管理人による売却により、農地1筆の所有
　　権が移転されるものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後、131aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うと
　　のことです。
　　2番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権
　　が移転するものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後59aに至り、許可後は水稻の栽培を行うとのこと
　　です。
　　3番は、譲渡人と譲受人との間で、破産管財人による売却で、農地7筆の所有権が

移転するものです。

申請地の上から4番目の土地については、転用届出の出されていない農業用倉庫が建っているため、譲受人が倉庫を解体し、農地に復元するとの計画書の添付がありません。

また、譲渡人の所有地には、農地法の許可を受けずに転用している土地があるため、8月中に5条許可申請を行うとの上申書が添付されております。

譲受人は農業経験がありませんが、農家の方に技術指導を受けて農業を行うとの計画書及び、将来的な営農計画書の提出があります。

譲受人の耕作面積は許可後32aに至り、許可後は水稲及びしきみの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、労力不足による経営縮小のため売買で、農地2筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後86aに至り、水稲の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地2筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後45aに至り、許可後は水稲の栽培を行うとのことです。

なお、譲受人の耕作面積の内21aは石井町農業委員会発行の耕作証明書で確認しております。

6番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地2筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後114aに至り、許可後は水稲の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人と譲受人との間で、別世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後99aに至り、許可後は水稲の栽培を行うとのことです。

8番と9番は、それぞれに譲渡人と譲受人との間で、農地の相互交換を行うもので、併せて説明します。

8番の農地1筆と、9番の農地1筆を相互に交換し所有権を移転するものです。

8番の譲受人の耕作面積は許可後182aに至り、許可後は水稲の栽培を行うとのことです。

9番の譲受人の耕作面積は許可後37aに至り、下限面積に達しませんが、8番の譲受人が下限面積をいいため、施行令第2条第3項第2号の例外規定により、許可の要件を満たすものです。許可後は水稲の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上9件で、対象地は、田9, 411㎡、畑1, 384㎡の計10, 795㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議は
ございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可
することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明しま
す。

議案書3ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、住宅敷地の拡張用地として転用しようとするものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は申請地の隣接地に居住しており、自家用車を止める駐車
場が狭小であったため、申請地を埋め立て現在は自宅敷地と一体的に利用しております
が、この度農地法の手続きがとられていなかったことが判明したため、これを是正する
ため転用許可申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯
のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、申請人から
これについて反省し今後は農地法を順守する旨の始末書が提出されております。

2番は、申請人が、農家住宅への進入路として転用しようとするものです。

立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地
で、土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分され
ますが、既存施設の拡張の例外規定に該当し、農地を分断するおそれはありません。

一般基準について、申請人は申請地の隣地に居住しており、申請地以外には市道から
居住地への進入路がないことから、以前より申請地を進入路として利用しておりました
が、この度農地法の手続きがとられていなかったことが判明したため、これを是正する
ため転用許可申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯
のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、申請人から
これについて反省し今後は農地法を順守する旨の始末書が提出されております。

申請地は第1種農地であるため、本来は地区審査案件に該当しますが、居住者や自家
用車が通行できる進入路の確保が必要不可欠であることから、地区の委員さんと相談の
結果、地区審査の実施は見送りました。

第2号議案は以上2件で、田60㎡、畑119㎡の計179㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地179㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の
皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議は

ございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書4ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天駐車場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。

一般基準については、譲受人は、自動車運送業等を行っていますが、事業拡大に伴い現在の駐車場だけでは手狭となったため、この地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、業者から資材置場を探している依頼があり、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に川内地区の委員さん4名、事務局職員1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。 一般

基準については、譲受人は、現在、アパートに居住していますが、家財道具が増えて手狭となり、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、取引先業者から資材置場を探している依頼があり、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に南井上地区の委員さん2名、事務局職員1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

6番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、不動産業等を営んでおり、自社所有地に資材置場を確保していましたが、売却したため、新たに資材置場が必要となり、探していたところ、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月15日に南井上地区の委員さん2名、事務局1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、道路の拡幅を行うものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、土木建築工事業等を行っていますが、隣地にある資材置場へ物資を運び込むための道路が狭いため拡幅できないか、と所有者と相談したところ、話がまとまったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、現在の資材置場が手狭となったため、探していたところ、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は、8件で、田5,831㎡、畑859㎡で、計6,690㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地845㎡、その他施設用地5,845㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員 今月15日の午前10時から2番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は植田委員さん、清川委員さん、坂東二三男委員さんと私の委員4名と、転用者側2名、事務局職員1名の7名です。

場所は、川内中学校から東へ約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天貸し資材置場へ転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、当初から除外されているとのこと。

土地の造成については、現況より20cmほど盛土して整地し、周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのこと。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、地下浸透及び既存の水路に排水するとのこと。

用水を管理する地元の土地改良区との協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、7番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 それでは、地区審査の心象についてご説明いたします。

今月15日の午後1時30分から5番と6番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

最初に6番の案件から報告致します。参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局職員1名の5名で地区審査を実施しました。

場所は、井戸寺から北へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

また、農振法の除外については、今年の2月に除外になっているとのこと。

土地の造成についてですが、市道の高さまで、山土で盛土し、露天資材置場にしようとする計画で、西と南に隣接する農地とは擁壁を新設して被害が及ばないように努めるとのこと。

排水については、雨水のみで、地下浸透になりますが、処理しきれない分は東側の既存の水路に排水する計画であるとのこと、水路を管理する地元の町内会との協議は整っております。

次に5番の案件について報告致します。参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局職員1名の5名で地区審査を実施しました。

場所は、国道192号線と西環状線の交差点から北へ約600mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

また、農振法の除外については、当初から区域外とのこと。

土地の造成についてですが、市道の高さまで、山土で盛土し、露天資材置場にしようとする計画で、北側に隣接する農地とは擁壁を新設して被害が及ばないように努めるとのことです。

排水については、雨水のみで、地下浸透になりますが、処理しきれない分は東側の既存の水路に排水する計画であるとのことで、水路を管理する地元の水利組合との協議は整っております。

結論として、今回、地区審査を行った2件の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。
 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。
- 議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
 第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
 それでは、次の審議に移ります。
 第4号議案 非農地通知の審議について、を開始します。
 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。
 議案書6ページ、7ページをお開きください。
 1番の申請地は、飯谷小学校から直線距離にして南西におよそ500mと南東におよそ400m、東におよそ600mから1, 500mの地点に位置しており、所有者より非農地判定希望があったため、平成28年7月5日に、岸本委員さんと事務局職員2名で状況を確認しております。
 現況については、いずれの対象地も長年耕作されておらず、杉、シダ、雑木等が繁茂しており、周辺も山林であることから境界が分からない状態です。そのため農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周囲に農地がないため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。
 2番の申請地は、市営紅葉山バス停留所より西におよそ200mと1, 000mの地点に位置しており、所有者より非農地判定希望があったため、平成28年6月16日に、岸野委員さん、大平委員さん及び事務局職員2名で状況を確認しております。
 現況については、いずれの対象地も雑木や竹等の多年生植物で覆われており、周辺の山林ともほぼ同化して境界も分からないため、農地への復元は極めて困難な状況です。また周囲に農地がないため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われれます。
 3番の申請地は、入田幼稚園から直線距離にして南東におよそ600mの地点に位置しており、平成28年7月7日に、森委員さんと事務局職員2名で状況を確認しております。

現況について、対象地は所有者が相続した時にはすでに長年耕作されておらず、人が進入できないほどの竹や雑木で覆われている状況であり、農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周囲に農地がないため、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま

す。
第4号議案は以上3件で、対象地は田3, 521㎡、畑2, 891㎡の計6, 412㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、採決いたします。
第4号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書8ページをお開きください。

今月の申請は2件 でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものがございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上2件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書9ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が5件、再設定が2件で合計7件となっており、そのうち、賃貸借権が1件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番・勝占地区・5筆・1件、2番・3番が八万地区・2筆・2件、4番・入田地区・1筆・1件、5番・6番が南井上地区・3筆・2件、7番が北井上地区・2筆・1件、となっております。

利用権設定については以上で、田8筆8,637㎡、畑5筆、4,108㎡の合計13筆12,745㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

議長 以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項についてご報告します。

議案書11ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。

12ページにわたり、
7件、受理いたしました。

13ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。

14ページにわたり、
8件、受理しました。

15ページをお開きください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。16ページにわたって、13件、受理いたし、17ページに集計いたしました。

18ページに移ります。

4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。

農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、6件、受理いたしました。

19ページをお開きください。

5番は、農地改良届について、でございます。

2件、届出を受理いたしました。

20ページにお移りください。

6番は、農地であることの証明願について、でございます。1件、証明いたしました。

21ページをお開きください。

7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。

3件、徳島地方法務局に回答いたしました。

22ページにお移りください。

8番は、農地賃貸借契約に伴う賃借権の消滅時効申立書の受理について、でございます。

1件、受理いたしました。

報告事項について、の報告は以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

事務局より、連絡事項の説明があります。事務局お願いします。

事務局

相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、でございます。初めに、資料をご確認ください。

「平成28年度相続税納税猶予免除予定者一覧表」はお手元にございますか。

それでは、説明に移らせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

本年度も徳島税務署より相続税の納税猶予を受けている特例農地について、期間が満了するにあたっての利用状況の確認依頼を、25件受けております。

対象となった特例農地の利用状況を確認調査し、順次農地部会での承認を得た上で

税務署へ結果を回答していく予定でございます。

調査の時期の予定については、地区と調査対象の筆数等を考慮して一覧表に記載しております。調査の進展状況や補正などの必要から、調査時期や農地部会への上程時期が前後する場合がございますが、年内には調査完了できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

該当地区の委員さんにおかれましては、事務局との現地調査の同行や、事前に農業相続人へ耕作状況の確認をお願いすることがあるかもしれませんが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年7月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

 次回は8月31日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

 ありがとうございました。

（閉会 16時10分）